

社会福祉法人智巧会役員等に関する報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人智巧会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

（常勤役員等の報酬）

第2条 常勤役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

（非常勤役員等の報酬の算定方法）

第3条 非常勤役員等に対する報酬については、無報酬とする。

（費用弁償）

第4条 非常勤役員等には、評議員、役員、評議員選任・解任委員の費用弁償に関する規程により支給する。

（報酬の額の決定）

第5条 当法人の役員報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

（報酬の不支給）

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与の支給を受けている役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

（公表）

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（必要事項）

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
2. 平成29年 1月 1日一部改正。
3. 平成29年 6月 9日一部改正。
4. 平成29年10月16日一部改正。
5. 平成30年 6月 4日一部改正。
5. 令和 6年 6月 4日一部改正。

6. 令和 8 年 6 月 1 日一部改正。

別表第 1（第 2 条関係）

常勤役員の報酬

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月 額 550,000 円